

御船町農業委員会会議録

令和元年 11 月 11 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和元年 11 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 11 日 (月) 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 御船町役場 御船町保健センター2 階 会議室
3. 主席委員 (14 名)
会 長 1 番 富田 早苗
会長職務代理者 2 番 荒木 義一
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄
欠席者 2 番 荒木 義一 3 番 野田 孝光 14 番 竹崎 幸雄
最適化推進委員 9 名参加
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名 4 番 5 番
 - 4 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 46 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
 - 7 報告第 23 号 非農地証明を発行したので報告する
 - 8 報告第 24 号 耕作証明書発行について
 - 9 報告第 25 号 合意解約があった旨を報告する
 - 10 その他
5. 農業委員会事務局職委員
課 長 井上 辰弥
係 長 緒方 弘和
主 事 吉澤 輝

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻前ではありますが、始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。2番 荒木 義一委員、3番 野田 孝光委員、14番 竹崎 幸雄委員、3名の欠席の報告を受けております。御船町農業委員会第6条に基づき、委員さん11名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の9名の出席をいただいております。只今より令和元年11月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

会長挨拶 はい。皆さん、こんにちは。先日、御船町都市計画委員会に出席いたしました。町の意向では、何回かあったのですが、今回県も出席されました。日ごろ5名ぐらいいは会うのですが、今回5名は知らない方でした。本年度中に1~2回委員会を行い、年度末に住民説明会を実施予定であったんですが、何のために呼ばれてきたのか解らない方ばかりで、ある人は私は何のために来たのですか、ある人は、自分としては、仕事上便利な町であるといっておられる方もいらっしゃいました。さまざまな方がこられておりました。県としては、さまざまな意見を聞き参考資料として、年度末に住民説明会を行おうとしているのですが、これでは話にならないと判断致しました。各団体それぞれの長が集められていたのですがまとまらない状況でした。今後、まとまらないと判断しました。では、議事録署名委員の指名を行います。4番 西橋委員 5番 荒木委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第44号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第44号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和元年11月11日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
続きまして、2ページをご覧ください。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
代表理事 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町） 畑1筆
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。本日は1件1筆の申請でありました。それでは、①番の申請ですが、担当の5番荒木 崇委員より説明をお願いいたします。

5番 はい、10月30日に3名で現地確認へ参りました。場所としては、〇〇〇〇〇の北側になります。〇〇〇〇〇から色々伺いました。農業者として第2項第1号から第7号までの項目に対して全て満たしており何ら問題なく許可相当と判断致しました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これについて、事務局から説明はございませんか。

事務局 補足説明をさせていただきます。この申請につきましては、先月の総会に掛けて欲しいと意向が有りましたが、只今、委員から説明がございましたが、〇〇〇〇〇という農事組合法人、ここの法人は、以前は、農業生産法人とっておりましたが、現在は、農地適格化法人（農地法上の農地を取得できる法人）ということで、登記登録されております。ここの法人につきまして、聞き取り等を行いました。先月の時点では、まだ不十分ということで、申請者と話した所、1ヶ月時間をくださいということで、再度申請が上がって来ております。その中で審査をさせていただいたのですが、この法人の4名構成員がいらっしゃいますが、そのうち2人が、新たな方が入られてきております。心機一転、農業生産法人として活動していくというような書類を提出されましたので、今後、今回の農地を取得して、農業を営んでいくということで、認めております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。取得後は、1町2反ありますが、農地であるのですか。

事務局 はい有ります。栗・柿などの樹園地みたいなかたちであります。10年前に取得された土地を耕作できていないような農地もあったようですが、鳥獣被害等で農地の管理が出来ていないようであります。只、出きる範囲以内で電柵等やフェンスを設置し、所有している農地も耕作をしていくと伺っております。

議 長 前鶴野会長の時、この法人から申請があったのですが、認めなかったのですが、法人関係の方と面談したこともありました。そのときの農地がどのようなになっているか解りませんが、立ち会われてどうでしたか。

8 番 1ヶ月前に現地確認いたしました。確かに果樹などは作付けされておりました。

5 番 桃とか栗が植え付けされておりました。

議 長 状況を満たしてありますので、何ともいえませんね。

無いようでありますので、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございました。全委員賛成で許可相当と判断致します。続きまして、議案第 45 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 45 号

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年 11 月 11 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇 △ 地目畑 面積△㎡。

譲渡人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△-△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇町△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：太陽光発電設置

理由：5 条所有権移転（県許可）

② 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目田 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇〇

転用目的：個人住宅・農舎

理由：5 条所有権移転（県許可）

③ 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇△ 地目：田 面積：△㎡

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△-△

有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲

理由：5 条所有権移転（県許可）

④ 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積：△m²

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ ○〇 ○〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△-△ ○〇 ○

転用目的：駐車場

理由：5 条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在地

大字〇〇〇 字〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字〇〇〇△-△ ○〇 ○〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△-△
〇〇 〇〇・〇〇 〇〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条所有権移転（県許可）

⑥ 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇△ 地目：畑 面積：△m²

大字高木 字〇〇〇△ 地目：田 面積：△m²

譲渡者住所・氏名 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇△丁目△-△-△

〇〇 〇〇

〇〇都〇〇区〇〇〇△丁目△-△〇〇ビル

△ ○〇 〇〇

〇〇〇〇〇共和国〇〇〇〇州〇〇〇〇〇〇〇

〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇通り〇〇

〇〇〇△ ○〇 〇〇

譲受人住所・氏名大字〇〇△ ○〇 ○

転用目的：貸駐車場

理由：5 条所有権移転（県許可）畑 1 筆田 1 筆 計△m²。

議長 申請番号①番について、担当の 9 番藤本委員説明をお願いいたします。

9 番 はい、10 月 31 日に現地確認へ参りました。場所としては、資料 6 ページをご覧ください。役場より△kmほど離れた〇〇〇地区であります。写真が 8 ページにございます。周囲は竹山であります。4 ページに戻っていただき、農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は△m²であります。東側は雑種地、西側・南側は道路、北側は山林となっております。申請人は、環境汚染に優しい自然エネルギーを活用することによって、

社会貢献できればと考えており、事業実施可能用地を探していたところ、申請地の土地所有者と土地の売買で合意し、農地法第5条申請にいたりました。一般基準ですが、1から10までの該当する項目は、適当と判断致します。よって総合判断として、許可相当と判断致します。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今の案件につきましてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

2番 写真で手前は整地してありますが、これはもともとの形状でしたか。

9番 ここは、宅地でありました。草を刈った状況であります。山林と原野と宅地と畑があり整地してありました。先に竹山がありますが、元々は畑で下から竹が入ってきたため現況は竹藪となっております。以前は、家があり火災にあったところであります。また、農業委員会へ相談はされていたそうですが、借り手がなくて荒れ果ててしまった状況です。

議長 他にございませんか。無いようですので、この案件が、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号②番 担当の3番 野田委員お願いいたします。

事務局 はい、野田委員が休みなので、事務局より説明いたします。

はい、10月30日に現地確認へ参りました。手元の資料12・13ページをご覧ください。場所と致しましては、役場より△kmほど離れた田園地帯に属する農地であります。東側は農地、西側は宅地、南側・北側は道路に接しております。申請人は、熊本地震で被災し、当時空き家であった本物件にみなし仮設住居として居住してきたが、勤務している会社の近く、通勤にも便利で時間的・体力的な負担を軽減できるため、土地所有者に話した所、売買に合意したため今回の申請に至った。資料16ページに写真があります。ご覧ください。15ページに違反転用という事で始末書が添付してあります。農地の区分は、第2種農地であります。面積は、△㎡であります。地目は田であります。農業用の資材・生産物の一時保管場所と個人住宅として活用する計画であります。10ページの一般基準ですが、1から10に該当する項目は適

当と判断致します。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番担当委員の 5 番 荒木 崇委員説明をお願いいたします。

5 番 はい、説明させていただきます。10月30日に現地確認へ参りました。場所は21・22ページに掲載してあります。〇〇〇の〇〇〇〇の裏に当たります。農地の区分は、第3種農地と判断しております。面積としては、△㎡であります。申請地は、第3種農地である。役場より△mほど離れた場所に位置し、東側は農地に接しているが、南側は宅地、西側・北側は水路に接し、近年は住宅等の建築も盛んで、都市化が進み、申請地付近は公共施設も点在し、交通の便も良好であることから、宅地分譲用地としての転用を計画し、今回の申請に至った。一般基準として、1から10までに該当する項目に対しては、相当と判断致します。排水等も問題ないと判断致します。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。皆さんのご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

10 番 はい。最近この辺は、宅地化が進んでおりますが、排水計画等は、町の対応としてはどのように考えているのかをお伺いしたいのですが。

事務局 はい、お答えいたします。今年も6月7月の大雨でスポーツセンター周辺が浸かるような状況でありました。やはり田端委員が指摘されるように、辺田見・役場周辺の開発が、非常にスピードUPしてきまして、排水が追いついてきていない状況であります。町でも確認している状況であります。今後宅地開発が進むと想定しておりますので、下水対策・雨水対策を町としても検討している状況であります。個別に申請が上がってきて制限をかけることが出来ませんので、難しい状況であるのが、現

状であります。

10 番 農業委員会としては、適切な対応をして処理していくのですが、出来ないという答えは出せないと思います。このような状況が進んでいく場合に、たとえで話しますと、滝川の牛ヶ瀬地区が、水没して大変な問題になりました。このようなことから考えますと、西往還周辺の開発は慎重に進めていかないと、後には問題が発生すると判断致します。水に関しては、よく検討しないとだめだと思います。

議 長 はい、私もその様に思います。たとえで言えば、嘉島町みたいに、工業地域・商業地域・住宅地域などに区分して誘致していったらよいのではないかと要望していきます。御船町には、規制がないから困ったものだと思います。都市計画の見直しを早く決めて、枠を設けた方が良くと判断いたします。

10 番 それを実施しておかないと、後々莫大な資金が必要になると判断します。都市計画の見直しと同時に用途地域の変更するのであれば、何十年とかかるものですから大切だと思います。事務局、井上課長、都市計画の中で話が出ていますか。

事務局 はい、今のところ具体的な話は出ておりませんが、内水問題が発生しております。今年の6月の豪雨とかその他の雨で目抜井手が氾濫したりして、本年度9月の補正予算で建設課が水路の整備をしますということですが、全て出きることは難しく出来ません。10番委員がおっしゃられるように、辺田見から役場周辺まで住宅が増加してきておりますので、内水問題が第1の問題点だと思われれます。建設課とも話し合わなければなりません。都市計画開発の中で開発をしないと補償費等の問題が発生すると判断されます。以上です。

議 長 やはり、水問題が第一に出てきます。色々と問題が発生すると思います。町としても考えていただかなければなりません。他には、御意見等はございませんか。

意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番担当の8番 福島委員お願いいたします。

8 番 はい、場所は26ページに掲載してあります。申請地は、御船町役場より△km程離れた国道△号の○○○から○○に向か

って、△k m行った所の右側であります。10月30日に現地確認へ参りました。27・28 ページに配置図・現地写真があります。24 ページをご覧ください。農地区分としては、第2種農地と判断しております。面積は、△m²であります。周囲は耕作放棄地でありました。非農地として認められる状況でありました。西側は申請人の資材置場であります。転用の目的と致しましては、申請人が会社を営んでおりますが、自宅の敷地を会社及び社員駐車場として貸しているが、騒音等で近隣住民に迷惑をかけているので、近隣を探していたところ、当該土地所有者と土地の売買に合意があり今回の申請に至った。一般基準として、1 から 10 までに該当する項目に対しては、適当と判断致します。隣接の同意・排水に関しても認められる。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。
意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号の⑤番 7番 担当の池田委員お願いいたします。

7 番 はい、この申請は9月の総会にて4条申請案件として出ておりました。同じ場所になります。資料の37ページを見ていただきますと、転用申請と同じ写真がございます。農地区分と致しましては、第3種農地になります。面積としては、△m²であります。転用目的としては、個人住宅建設であります。一般基準として、1 から 10 までに該当する項目に対しては、適当と判断致します。隣接同意も得られております。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これは4条申請だったのが、どうなったのですか。

事務局 はい、お答えいたします。9月には4条申請で許可を取ったのですが、土地を買いたい方が見つかり、許可書を返納されて、今回の5条申請に至った状況であります。

議 長 転用前に、購入される方が決まったということですね。申請の

やり直しですね。はい、解りました。ご意見等がございましたらお願いいたします。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号の⑥担当の9番 藤本委員説明をお願いいたします。

- 9 番 説明資料の41ページをご覧ください。場所は、役場から△kmほど離れた○○○○○西側農地の一角であります。資料の43ページに写真があります。39ページに戻っていただき、申請地は、農地区分としては、第1種農地と判断されます。理由として、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。原則として、許可することが出来ない。該当項目は有りません。譲渡人はいずれも遠方在住で、今後管理できないため近郊在住の譲受人にて土地を譲り受け、貸駐車場として整備し、近接企業へ貸付を計画し農地法第5条申請に至った。現場事務所・資材置場・駐車場として利用する計画であります。面積は△㎡であります。転用目的は、貸駐車場であります。一般基準については、1から10までの項目については、適当と判断致します。しかしながら、許可基準に定める農地の区分の該当事項がございません。以上のようなことから総合判断として、不許可相当と判断致します。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。
皆さん、びっくりされたと思います。私も驚きました。内容は、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、不許可という事で、皆さん驚かれたと思います。申請に対して審議する場になりますので、許可もあれば、不許可もあるということです。今まで何故不許可というのが無かったのかは、県内の農業委員会において、審査を行い転用ができるか出来ないか、代替地はないかを検討し、表に出てこなかった内容であります。どうしても、議案として行って欲しいという要望があれば書類が揃ってれば今回のように審議していただくこととなります。非常に珍しいケースではあります。
皆さんへお配りしております、両面印刷した資料があります。甲種農地第1種農地例外対象農地というのがあります。表の左側に、第1種の例外というのがあります。転用のときに委員さ

んから報告があります。(農地区分の報告があります。) 今回の農地は第1種農地、委員から報告がありました。10ha以上農地の広がりがある農地、今回の申請地で行くと〇〇〇〇〇〇西側(上り斜線側)やや集落に接しております。しかし、北側が基盤整備した農地の広がりがある農地に繋がる。一般的に、このような状況であれば、第1種農地と判断されます。最終的には県の判断となりますので、県が判定いたします。微妙な場合は、県へ一応相談し、意見を仰ぐ形になります。県が第1種農地と判断すれば申請者に伝えて、厳しいという場合はほぼ申請があがってこないという流れです。第1種農地も許可が取れないわけでは有りません。説明資料のウですが、申請にかかる農業用施設を接する場合は、第1種農地でも出来ますという、例外規定がございます。ウ(a)住宅申請にかかる周辺に居住する者の日常生活、業務上必要な施設、集落に接続する農地、このような申請が農業委員会に申請されるのが、最も多い案件となります。

今回の申請地は、集落に接続する中にありますので、個人住宅であれば、許可の対象となります。只、今回は駐車場ということでこの例外規定は使えない、ということになります。オ(a)流通業務施設、休憩所、給油所、県道国道に面していれば、流通業務施設(〇〇運送などの事務所、トラクターミナル)などは、第1種農地であっても転用可能であるということです。

(b) インター周辺300m以内の農地は、第1種農地から第3種農地になります。(おおむね300mから330m以内のもの)ので転用は可能であります。(5) 既存施設の拡張、これも何度か御船町農業委員会を通しております。第1種農地であっても今の施設が1,000㎡あって1/2まで拡張できるので+500㎡までは拡張可であります。あくまでも参考資料で説明いたしましたが、今回は、今、委員から説明がございましたが、第1種農地の例外規定に該当しないということで、許可が取れず不許可相当である。ということです。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。この案件に付きまして、御意見等はございませんか。無いようですので、この案件に不許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員不許可で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第46号を提案

事務局
いたします。事務局より説明をお願いいたします。
はい、議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の
規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和元年 11 月 11 日提出 御船町農業委員会 富田 早苗。
議案書 6 ページ利用権設定がなされております。まずは、今月
提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されてお
ります。2 件ございます。続きまして、7 ページをご覧ください。
再設定分で 2 件上がって来ております。田の 5705 m²でありま
す。8 ページをご覧ください。こちらは、農業公社をとおして、
所有権移転をされたものになります。田 1 筆 面積 3,132 m²
あります。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地
利用集積計画を定める。

議長
令和元年 11 月 11 日提出 上益城郡御船町。
次のページをご覧ください。
令和元年第 11 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月
分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 385,755
m²、畑の累計は 94,835 m²。田畑合計で 480,590 m²となってお
ります。所有権移転累計は、25,086 m²であります。以上です。
はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計
画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございま
したらお願いいたします。

議長
ご意見はございませんか。
それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いた
だける方は、挙手をお願いいたします。
全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして報告第 23
号から 24 号までお願いいたします。

事務局
はい、議案書 11 ページをご覧ください。
報告第 23 号非農地証明書を発行したので、報告する。令和元
年 11 月 11 日提出 御船町農業委員会。66 ページに写真があ
りますが、面積は 3.3 m²で、狭い農地であります。昭和 27 年
以前に宅地、農地法施行以前を確認いたしました。このような
ことから、非農地証明書を発行いたしました。以上報告いたし
ます。
続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。報告第 24 号
別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。令和元

年 11 月 11 日提出 御船町農業委員会 23・24 ページに耕作
証明書を発行いたしました。2 件掲載しております。ご確認を
お願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告ですので確認をお願いい
たします。議案はこれで終了ですが、他に何かございませんか。
無いようでございますので、これをもちまして 11 月度の総会
を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

4 番

④

5 番

④